

福 山 市 消 防 団
震 災 対 応 マ ニ ュ ア ル

2 0 2 6 年(令和 8 年) 6 月
福 山 市 消 防 団

はじめに

東日本大震災は、2万人に近い住民の命を奪い去りました。一方で、地域住民の助け合いや、消防、警察、自衛隊、医療機関をはじめ多くの人々の懸命な努力により、たくさんの命が救われました。

消防団は、自らも被災者であったにもかかわらず、だれよりも真っ先に災害現場へかけつけ、各種応援隊が引き上げた後も最後まで活動しました**(最初から最後まで)**。その活動は、水門等の閉鎖、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の検索(搜索)、ご遺体の搬送・安置など、住民の生命、安全を守るため、実に様々なものでした**(地域コミュニティの核)**。しかし、同時に多数の消防団員が活動中に犠牲となりました。

東日本大震災における消防団の活動は地域住民に勇気を与え、改めて地域の絆・コミュニティの大切さ、消防団が果たしている役割の大きさを教えてくれました。一方で、活動中の消防団員の安全をいかに確保するかという大きな課題を我々に突きつけました。

この「福山市消防団震災対応マニュアル」は、先の震災を教訓に、福山市において震災が発生した場合に、全ての消防団員が**『自らの命と家族の命を守る』**ことを最優先とした安全行動を原則とするとともに、平時からの対策並びに震災直後の消防団活動をそれぞれの地域の実情にあわせた形で明確に示すことにより、消防団員の安全確保と消防力を最大限に発揮させることを目的としたものです。

【 第 1 参集方法・基準 】

1 消防団員の参集方法

基本的に地震発生時における参集については、団員各自がテレビ、インターネット、状況等で震度及び津波の有無を把握し、「**配備基準**」に達したら、**指定された場所に自主参集**するものとする。（警防支部などからの連絡がある場合も含む。）

2 非常配備基準

(1) 第 1・2 非常配備

a 市内で震度 4 又は震度 5 弱を観測したとき。	
b 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき。	
c 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。	
d 福山市が災害警戒本部を設置したとき。	
階級	消防団員行動
消防団長	(※注 1) 状況により消防局へ参集
副団長・団本部指導員	(※注 2) 状況により別表 1 へ参集
分団長・副分団長	(※注 3) 状況により団本部から召集
部長・班長・団員	(※注 3) 状況により分団長から召集

(2) 第 3 非常配備

【地震】	
a 市内で震度 5 強を観測したとき。	
b 広島県に津波警報が発表されたとき。	
c 福山市が災害対策本部を設置したとき。	
階級	消防団員行動
消防団長	消防局へ参集
副団長・団本部指導員	別表 1 へ参集
分団長・副分団長	(※注 3) 状況により団本部から召集
部長・班長・団員	(※注 3) 状況により分団長から召集

(3) 第 4 非常配備

【地震】	
a 市内で震度 6 弱以上を観測したとき。	
b 広島県に大津波警報が発表されたとき。	
階級	消防団員行動
消防団長	消防局へ参集
副団長・団本部指導員	別表 1 へ参集
分団長・副分団長	消防器具庫等へ参集
部長・班長・団員	消防器具庫等へ参集

※注 1 警防注意本部、警防支部及び警防支所が設置され、災害発生状況から警防課長と協議し必要と認められたとき。

※注 2 警防注意本部、警防支部及び警防支所が設置され、警防課長から連絡があったとき。

※注 3 大津波警報発令の場合は、あらかじめ決められた場所(消防器具庫等)へ参集すること。

【 第 2 平常時の対策 】

1 家庭内において

- (1) 消防団員は、各自、非常持出品を準備しておき、非常時における家族との参集場所や方法を確認しておくこと。
(例) 家族3日分の食料・飲料水・救急薬品・携帯ラジオ・雨具・懐中電灯・電池・ちり紙・タオル・下着類・メモ帳・筆記用具・マッチ・ローソク・軍手・ナイフ・缶切りなど
- (2) 大型家具(タンス類・冷蔵庫・テレビなど)の転倒防止やガラスの飛散防止対策をしておくこと。
- (3) 自宅や周辺の海拔を確認し、避難経路を確認する。
(福山市津波・高潮ハザードマップ・福山市洪水ハザードマップ等参照)

2 消防団活動において

- (1) 常に所在を明確にしておき、最新の災害情報が得られるようにラジオ等の携行に努め、連絡手段を複数確保する。また、団員の安否確認のための連絡網を整備し、複数の手段を検討しておくこと。
- (2) 消防器具庫が津波浸水想定区域内にある分団は、大津波警報発令時の退避場所をあらかじめ決めておくこと。
(福山市津波・高潮ハザードマップ参照)
- (3) 管轄地域の地理、消防水利、危険要素を調査把握するとともに、避難場所、津波避難場所、避難経路、危険箇所の調査把握と非常時の迂回路の確認や誘導方法を事前に研究しておくこと。
(例) 道路・橋の状況、木造家屋の密集地、山・崖くずれの危険箇所、津波浸水想定区域、広域避難場所への避難時間、山腹崩壊の危険箇所、ブロック塀など。
- (4) 日頃から消防用資機材・救助用資機材(可搬ポンプ、発電機、投光器など)の管理や取扱訓練を反復実施しておくこと。
- (5) 自己の職及び担当の第2、第3代理者を決めておき、代理者に対し、自己の任務等を熟知させ、有事に備えておくこと。

【 第 3 震災発生時の初動対応 】

- 1 消防団員の参集は、地震の発生（震度 5 弱以上の場合）をもって「召集が発令」されたものとし、震度区分により自主参集すること。（電話連絡はしない）
- 2 消防団員は、テレビ、ラジオ、災害情報メール等で地震の震度及び津波の有無を確認すること。本マニュアルに示す参集基準に達した場合には、家族の安全（勤務先の被害）に配慮しつつ、速やかにそれぞれの分団に参集すること。ただし、津波浸水が予測される地域においては津波警報が発令された場合、住民に呼びかけ避難すること。

遠隔地での地震等、津波到達まで時間の余裕がある場合は、本部の指示により避難誘導を行うとともに、車両及び資機材等の高台避難を行うこと。（**退避ルール参照**）
- 3 分団員は、自己又は家族に危険が迫っている、遠隔地にいる等、特別な事情により、参集することが困難な場合には、その旨を分団長に連絡し、併せて連絡先についても伝達すること。
- 4 交通途絶などにより指定された場所に参集することができない場合は、最寄りの避難場所に参集し活動に当たる。（待機の場合は分団の消防器具庫、または、地域の公民館、集会所とする。）
- 5 自動車での参集は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、震度 6 弱以上の場合は、徒歩又は自転車、バイク等を使って参集すること。
- 6 参集に際しては、周辺の被害状況の把握に努め、緊急性があるものは、原則分団長から各署の警防支部、警防支所又は警防本部に連絡すること。

※ 必要に応じて 1 1 9 番通報すること。
- 7 参集する途中で救助を求めて人がいる場合は、直ちに分団長に報告すること。

救助活動の実施については、人命救助を最優先とし、自己の安全が確保できれば、直ちに救助を行い、被災者の安全を確認した上で参集すること。

救助活動については、原則として、容易に救助できる場合及び自己の安全を確保できる場合とし、現場の状況に応じて、初動で 1 1 9 番通報をすること。

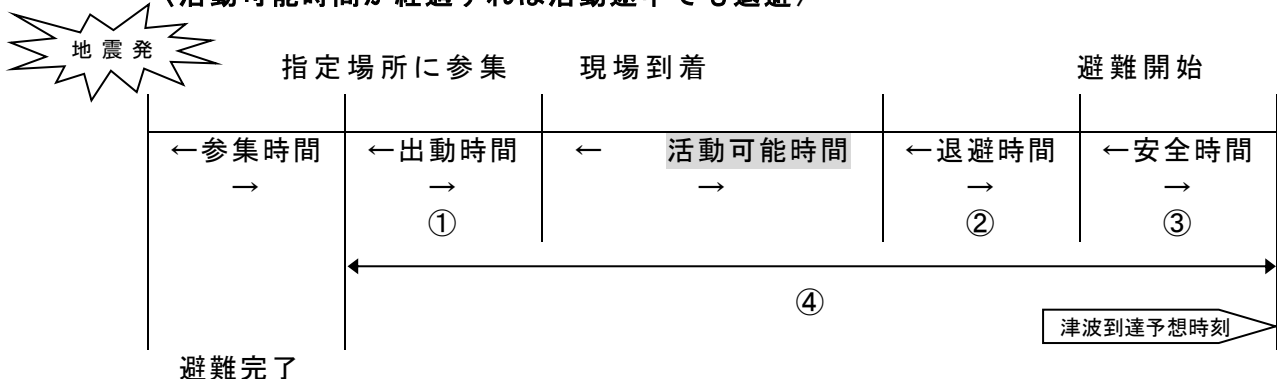
なお、活動については、原則、2 人以上での活動とすること。
- 8 地震後には電話、携帯電話は非常につながりにくいことが予想されるが、携帯電話メール等が有用な場合もあることから、災害時に他の通信手段が無い場合は「携帯電話メール等」を活用すること。

【 第 4 退避ルール 】

- 1 津波浸水想定区域内にある分団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手までは、原則として退避を優先すること。
- 2 活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」(安全な高台等へ退避するために要する時間)や「安全時間 **20分**」(安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間)を差し引いた「活動可能時間」を設定すること。
(例 津波到達予想時刻が 15 時 30 分の場合、退避時間を 5 分間、安全時間を 20 分とし、活動可能時刻は 15 時 5 分までとなる。)
- 3 分団長は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。退避の合図、退避場所の周知確認を徹底すること。
- 4 分団長は、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと。
- 5 海岸付近の住民の避難誘導活動等を行う団員については、周囲の安全を確認の上、必ずライフジャケットを着用し、通信機器(トランシーバー、ラジオ等)を携行の上、複数人の団員で活動する。また、危険を察知した場合は直ちに危険の周知及び退避すること。
- 6 津波災害時には、住民が率先避難することが基本である。また、津波到達までの予想時間が短い場合など、退避を優先する必要がある場合には、消防団員も避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することとし、事前に住民と話し合っておくこと。
- 7 津波警報が解除されるまで、津波による浸水が予測される地域では、一切の消防活動を行わないこと。

活動可能時間の判断例

〈活動可能時間が経過すれば活動途中でも退避〉



$$\text{活動可能時間} = \text{④} - (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

【 第 5 震災消防活動 】

1 状況把握

- (1) 団長は、消防局（警防本部）に参集し、指揮体制を確立すること。
- (2) 副団長（方面隊長）及び団本部指導員は、別表 1 により参集し、各分団の状況を適宜、警防本部（警防課長・団長）へ連絡すること。
- (3) 分団長は、下記の状況把握、記録及び周知に努め、警防支部及び警防支所（方面隊長、団本部指導員）に報告すること。
 - ア 消防器具庫、車両、資機材の被害状況。
 - イ 情報、指示命令、活動内容等についての記録。
 - ウ 団員の参集状況及び参集途上での被害状況。
 - エ 出動体制が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害防止を徹底すること。

2 現場活動

- (1) 分団長等は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握したうえで危険要素等を周知徹底し、効果的な消防活動の実施に努めること。
活動にあっては、警戒員を配置すること。
- (2) 警戒員は、トランシーバー、拡声器、ラジオなどの通信機器を必ず携行し、津波警報、余震などの危険を察知した場合には、周囲に緊急退避の伝達を行い、退避場所へ退避すること。
また、退避時の合図及び伝達方法も活動団員に周知しておくこと。
※ 警笛を使用する場合ついて、退避の合図など常備消防と統一しておくこと。
- (3) 消防活動再開にあたっては、大津波警報が解除されるまでは、退避先で待機させること。
- (4) 津波災害時の活動にあっては、必ずライフジャケットを着用し、トランシーバーなどの通信機器を携行すること。
- (5) 大規模地震の後には必ず余震があるものとし、救助活動については、自己の安全確保が十分な場合に、二次災害防止を徹底して実施すること。
- (6) 震災活動時における消防団員の安全管理については、このマニュアルに定めるほか総務省消防庁作成の「**警防活動時における安全管理マニュアル**」に基づき、災害対応にあたる消防団員の命を守ることを最優先とした活動を行うこと。

別表 1

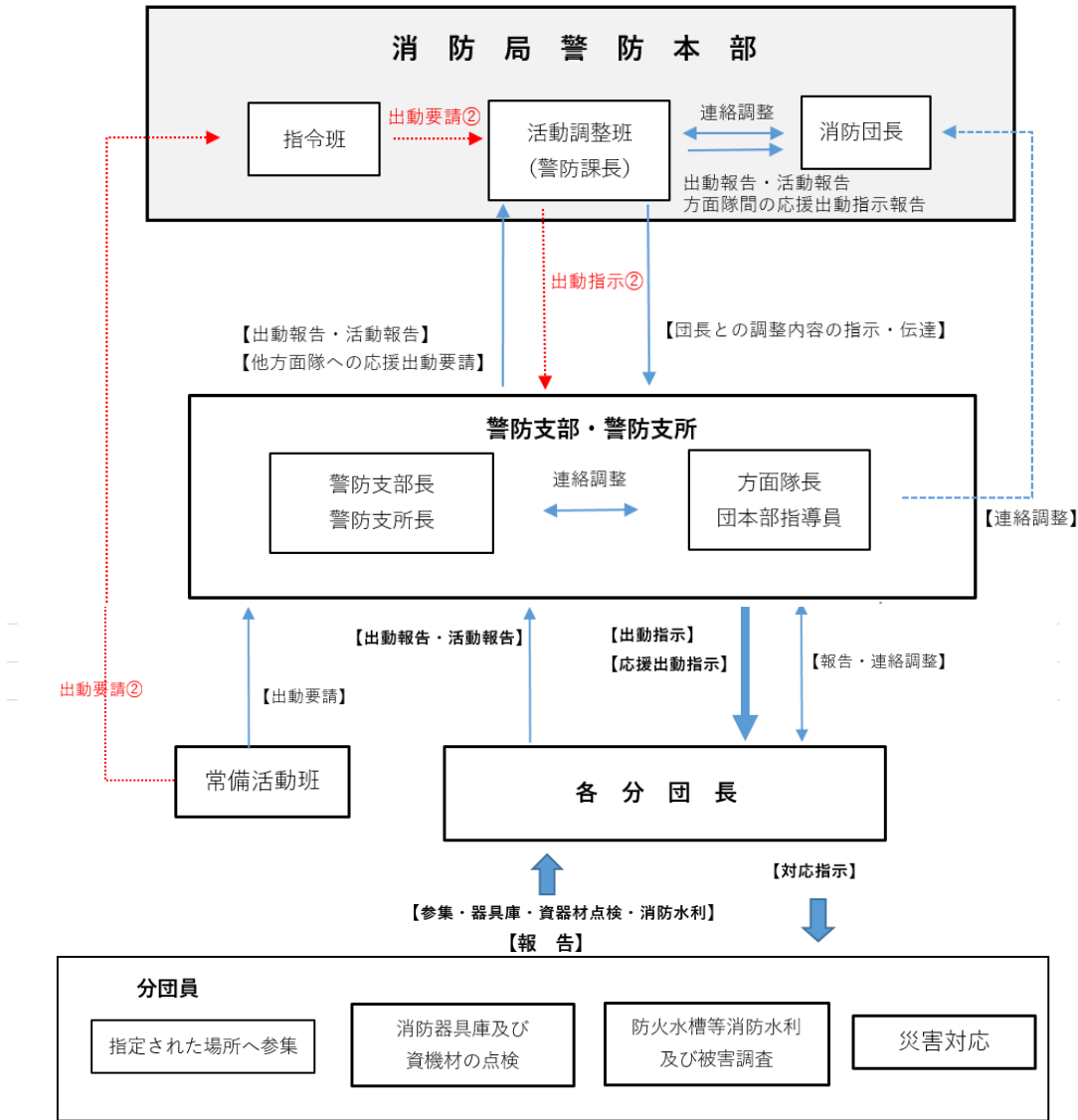
職名	参集場所
第 1 方面隊長・団本部指導員	東消防署
第 2 方面隊長・団本部指導員	芦品消防署
第 3 方面隊長・団本部指導員	南消防署又は北消防署
第 4 方面隊長・団本部指導員	瀬戸出張所又は南消防署
第 5 方面隊長・団本部指導員	西消防署
第 6 方面隊長・団本部指導員	沼隈内海出張所
第 7 方面隊長・団本部指導員	芦品消防署
第 8 方面隊長・団本部指導員	深安消防署

※ 各方面隊長、団本部指導員は各消防署所と調整し、いずれかの消防署に参集すること。

※ 参集場所は、災害発生状況などにより、警防支部、警防支所、方面隊長及び団本部指導員と調整し、別表 1 以外とする場合もある。

※ 参集した警防支部、警防支所の管内において、他方面隊の分団指揮をとることが災害対応上必要である場合は、方面隊長間で調整し、その内容を警防本部に報告すること。

福山市消防団震災対応フロー



避難等広報活動について

1 放送内容

放送内容については、福山市メール配信サービスにより配信された内容とする。
配信内容の災害種別、被害想定区域及び開設避難場所等を確認して放送する。

※ 福山市全域に発令された内容について、避難場所などは各分団の担当区域付近の避難場所を放送する。

2 注意事項

警戒レベル4、警戒レベル5が発令された場合、被害想定区域内での広報活動については、「警防活動時における安全管理マニュアル」、「福山市消防団震災対応マニュアル」（津波退避）の退避ルールに等に従い、避難退路の確保等、安全管理に十分に留意すること。

その他の警戒レベルの避難広報についても、安全管理に十分留意すること。